

平成31年度牧之原市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための基本的事項を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この調達方針は、市の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく以下の障害福祉サービス事業所等のうち物品等の調達が可能な施設等
 - ① 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ② 就労移行支援事業所
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所
- (2) 共同受注窓口
 - ア 受注内容が複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務
- (3) 障害者を多数雇用している企業等
 - ① 障害者雇用促進法の特例子会社
 - ② 重度障害者多数雇用事業所
 - ・ 障害者の雇用数が5人以上
 - ・ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ・ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上
- (4) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)
 - イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

4 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は別表のとおりとする。

5 調達推進の方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用を努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の円滑化を期するため、社会福祉課は障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を関係部署に提供する。

6 調達の目標

本年度の目標は、前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

附則 この方針は、平成31年4月1日から施行する。

別表

種別	品目	具体例
物品	事務用品	筆記具、事務用品 など
	食料品・飲料品	パン、加工食品、菓子類、コーヒー など
	小物雑貨	食器類、清掃用具、各種記念品 など
	その他の物品	机、テーブル、椅子、車いす など
役務	印刷	チラシ、名刺、封筒などの印刷
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理など
	情報処理・テープ起こし	データ入力・集計、テープ起こし など
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、解体、印刷物折り、筆耕、資源回収・分別、点訳、点字印刷 など